

別紙

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）一部改正新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別紙1</p> <p>ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ペットフード原料用の非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類に由来する肉骨粉等（以下「ペットフード用肉骨粉等」という。）並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条若しくは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条の規定に基づく検査を受け、又は「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）について」（平成26年11月14日付け食安発1114第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）別添第2の2、第4の3及び第4の4の要件を満たすことが確認されたことにより、食用に適するとされた<u>獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。以下同</u></p>	<p>別紙1</p> <p>ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ペットフード原料用の非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類に由来する肉骨粉等（以下「ペットフード用肉骨粉等」という。）並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた<u>獣畜又は食鳥の肉から採取した脂肪（以下「食用脂肪」という。）を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉（以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。）の製造、輸入及び工場からの出荷</u></p>

じ。）、食鳥（鶏、あひる及び七面鳥をいう。以下同じ。）又は野生鳥獣（いのしし及びしか等の鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。以下同じ。）の肉から採取した脂肪（以下「食用脂肪」という。）を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉（以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。）の製造、輸入及び工場からの出荷

(3) (略)

3～9 (略)

別添 1

ペットフード用肉骨粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア～ウ (略)

エ 非反すう哺乳動物（豚・馬及び海産哺乳動物を除く。）

食肉処理業（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事の許可を受けたものに限る。）の施設又はカット場等（以下別添 1 において「食肉処理施設等」という。）のみから収集すること。

なお、ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、反すう動物のもの
の混入を防止するため、食肉処理施設等との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された非反すう哺乳

(3) (略)

3～9 (略)

別添 1

ペットフード用肉骨粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア～ウ (略)

エ 非反すう哺乳動物（豚・馬及び海産哺乳動物を除く。）

食品衛生法施行令（昭和 28 年 8 月 31 日政令第 229 号）第 35 条第 11 項の食肉処理業の許可を都道府県知事から得た施設又はカット場等（以下別添 1 において「食肉処理施設等」という。）のみから収集すること。

なお、ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、反すう動物のもの
の混入を防止するため、食肉処理施設等との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された非反すう哺乳

動物のもののみを原料供給契約を締結した食肉処理業の施設等から収集すること。

(2) ~ (5) (略)

別添 2

食用脂肪由来の肉粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア 食用脂肪

と畜場、食鳥処理場、食肉処理業（食品衛生法第 52 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事の許可を受けたものに限る。）の施設、食肉加工場又は販売店（以下別添 2 において「と畜場等」という。）のみから収集すること。

食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）は、この項並びに次の①及び②を内容とする契約を締結したと畜場等から収集すること。

① (略)

② (略)

なお、と畜場等から収集する原料は、と畜場法第 14 条若しくは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条の規定に基づく検査を受け、又は「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガ

動物のもののみを原料供給契約を締結した食肉処理業の施設等から収集すること。

(2) ~ (5) (略)

別添 2

食用脂肪由来の肉粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア 食用脂肪

と畜場、食鳥処理場、食肉加工場又は販売店（以下別添 2 において「と畜場等」という。）から収集すること。

食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）は、この項並びに次の①及び②を内容とする契約を締結したと畜場等から収集すること。

① (略)

② (略)

なお、と畜場等から収集する原料は、と畜場法第 14 条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の食用の肉から

イドライン) について」別添第 2 の 2、第 4 の 3 及び 4 の要件を満たすことが確認されたことにより、食用に適するとされた獣畜、食鳥又は野生鳥獣の食用の肉から採取した脂肪であり、食用に適さない組織の混入のないことを目視により確認したものに限る。

また、食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）の出荷に当たっては、別記様式第 9 号により原料供給管理票が発行されること。

イ （略）

(2) ～ (5) （略）

採取した脂肪であり、食用に適さない組織の混入のないことを目視により確認したものに限る。

また、食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）の出荷に当たっては、別記様式第 9 号により原料供給管理票が発行されること。

イ （略）

(2) ～ (5) （略）